

紫波町「(仮称) 食と農の育成学校」設置検討業務仕様書

本仕様書は、紫波町（以下「町」という）が実施する紫波町「(仮称) 食と農の育成学校」設置検討業務（以下「本業務」という）について必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

紫波町「(仮称) 食と農の育成学校」設置検討業務

2 業務の目的

本業務は、新たに町が設置を検討している「(仮称) 食と農の育成学校」（以下、「学校」という。）について、学校の基本方針やカリキュラムの検討等、設置の検討に係る業務を支援することで、学校の設置が促進されることを目指す。

合わせて、学校について対外的に広くかつ効果的に発信するため、情報発信に係る検討及び広告物等の作成を目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）までとする。

4 見積限度額

本業務の見積限度額は、999,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 業務内容

学校の設置に向けて、カリキュラムや方針の策定等、以下の事項において検討業務を実施するものとする。なお、業務内容は下記を想定しているが、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行うものとする。

(1) 基本方針及びコンセプト策定支援業務

町が 10 月以降に策定を予定している基本方針及び学校のコンセプトについて、町が作成した記載内容について、より効果的な方針となるよう支援を行う。

①業務内容 基本方針への助言、コンセプトについての検討支援

②実施回数 必要に応じて適宜実施。メール等での助言も可とする。

(2) 事業企画・カリキュラム策定検討業務

学校のカリキュラムについて、町の資源やニーズ等を理解した上で企画・検討を行う。

①業務内容 学校が効果的に機能するよう、事業に関する全体企画を担う。

②実施時期 令和 8 年 10 月（契約締結日）以降

(3) 学校イメージ作成及び製作物デザイン・印刷業務

学校のイメージやカリキュラムが効果的に伝わるよう、イメージ図の作成や、情報発信のための製作物・印刷業務を行う。

①イメージに係る製作物の成果物（イラスト・チラシ・HP 等を想定） 2 点以上

②印刷物 印刷物を作成する場合は、周知のために効果的と思われる数量を印刷する

こと（具体的な数量は事業者からの提案を基本としたうえで、町との協議による。）

（４）その他

業務内容及び方法の詳細については、発注者と受注者が協議し、最善の方法により行うこと。

6 完了報告

業務が完了した際は、印刷物等の成果物と合わせて実績報告書（様式は任意）を提出すること。また、設置検討のためにアンケートやヒアリング調査等を実施した場合は、参加者に係る情報と合わせて電子データにより提出するとともに、調査用紙等は資料として添付すること。

7 契約に関する条件

（１）再委託の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。

（２）業務履行に係る関係人に関する措置要求

町は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対しやり直しを求めることがある。

（３）権利の帰属

本業務の実施により制作された成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から町に移転することとする。

（４）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定すること。